

事業主 各位
ご担当者 各位

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 齋藤 一也

令和 8 年度 各種保険料率について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件につきましては、2 月 20 日に開催された予算組合会においてご審議いただいた結果、令和 7 年度の料率を据え置き、健康保険 9.60%・介護保険 1.75%に決定いたしましたことをご報告申し上げます。

また、国の方針により、新たに子ども・子育て支援金（支援金率 0.23%）の徴収が、令和 8 年 4 月分（5 月納付分）の保険料から開始されることも併せてお知らせいたします。

なお、「特定保険料率」および「任意継続被保険者に係る標準報酬月額の上限」についても、次のとおり改定されますのでご留意ください。

敬具

「特定保険料率」の改定（令和 8 年 3 月分保険料から）

	令和 7 年度	令和 8 年度	備 考
健康保険料率	9.60%	9.60%	据え置き
その内、特定保険料率	3.70%	3.73%	前年比 0.03P 増加

特定保険料率とは、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金等に充てるための保険料率です。

「任意継続被保険者に係る標準報酬月額の上限」の改定（令和 8 年 4 月分保険料から）

適用年月	
令和 8 年 3 月分保険料まで	「資格喪失時の標準報酬月額」若しくは「380 千円」のいずれか少ない額
令和 8 年 4 月分保険料から	「資格喪失時の標準報酬月額」若しくは「 <u>410 千円</u> 」のいずれか少ない額

健康保険法第 47 条規定により、前年の 9 月 30 日における当組合の平均標準報酬月額が適用されます。

以上についてのご質問

当組合業務課 ☎03(3662)9951 まで